

カナダ - 起業家向けのスタートアップビザ 申請手続きと費用

カナダのスタートアップビザ(Start Up Visa、以下「SUV」という)は、カナダで事業を始める能力及び技術を持つ起業家を対象とした移民プログラムです。その目的は、より多くのカナダ人の雇用を創設し、経済を伸ばし、世界競争力を向上させることです。

起業家はカナダの SUV の申請要件に該当するためには、政府が指定する機関からサポートレターを取得しなければなりません。政府が指定する機関とは、ベンチャーキャピタルファンド、エンジェル投資家グループ、ビジネスインキュベータなどのことです。さらに、申請者は、カナダ言語ベンチマーク(Canadian Language Benchmark)において英語又はフランス語の CLB5 以上のレベルを有し、かつ、カナダに定住するための資金及び家族がカナダに入国してからの 12 ヶ月間の生活費に相当する資金を持っていることを証明する必要があります。カナダ連邦政府は申請者が適格だと判断した場合、起業家及びその配偶者や 22 歳以下の子女にカナダの永住権を付与します。

SUV を取得した起業家及びその家族は、カナダのどこにでも定住できます(独自にビジネス移民を選択できるケベック州を除く)。また、起業家は SUV を申請する期間中、申請結果が出る前にカナダの就労許可証(Canadian work permit)を取得し、申請結果が出た際に事業を始めることができます。さらに、起業家の配偶者は就労許可証を、起業家の扶養子女は就学許可証を申請することができます。

2021 年 3 月時点、連邦政府は全ての申請書類を受け取ってからカナダの SUV 申請を処理するまで約 12~16 ヶ月間かかります。現時点では、SUV はカナダにおいて取得が最も速い移民プログラムになっています。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

1. ビザ・サービス・パッケージ

啓源がカナダのスタートアップビザ(SUV)の申請を代行するサービスには、以下のサービスが含まれています。

- (1) 啓源のカナダ移民弁護士は資格の事前評価及び相談サービスを提供
- (2) 永住権確認書(CoPR)の発行まで、インキュベーションプログラムや永住権申請についてアドバイスを提供
- (3) 主要申請者の新規会社開発計画や永住権申請をサポートために全ての関連機関・組織と連絡
- (4) 事業計画書を作成・審査
- (5) インキュベーションプログラム(該当する場合は、オンライン・オフラインを含む)のトレーニングを実行
- (6) 申請書を作成
- (7) 証明書類の収集をサポート
- (8) 永住権申請に使われる法定代理人を提供
- (9) カナダ移民・難民・市民権省(IRCC)に永住権申請を提出
- (10) 就労許可証申請を提出(該当する場合)
- (11) 永住権(や就労許可証)申請についてIRCCと連絡
- (12) 書類補足、ピアレビュー(peer-review)、手続公正書簡(Procedural Fairness Letter)に関する事項を対応(該当する場合)
- (13) 必要に応じて移民審査官(Immigration Officer)との面接をサポート
- (14) 健康診断書と無犯罪証明書(criminal check documentation)の取得をサポート
- (15) 永住権確認書を受領・対応

備考:お手数ですが、手数料、支払条項、返金条項などの詳細については[こちら](#)にお問い合わせください。

2021年3月8日時点、カナダ連邦政府の申請料は以下の通りです(ご参考までに)。

- 連邦政府へのSUV申請手数料:1,575カナダドル
- 配偶者又はパートナーの申請手数料:825カナダドル
- 同行子女の申請手数料:1人あたり225カナダドル
- 永住権申請手数料(子供に適用されない):1人あたり500カナダドル

2. 支払・返金条項

お手数ですが、手数料、支払条項、返金条項などの詳細については[こちら](#)にお問い合わせください。

3. 申請資格

カナダの SUV の申請者は以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 適格な企業を経営していること。*
- (2) 政府が指定する機関から承諾書及びサポートレターを取得したこと。
- (3) カナダ言語ベンチマークにおいて英語又はフランス語の CLB5 以上のレベルを有すること。
- (4) 家族と一緒にカナダで定住するための必要な資金を持っていること。(2021 年 3 月時点、4 人家族に必要な資金は 24,083 カナダドルとなる)
- (5) 記録のよい健康診断書と無犯罪証明書を持っていること。
- (6) 永住権を取得する時にカナダ国内で事業を積極的かつ継続的に管理すること、及び会社のはカナダで主要事業活動を行うこと。

*カナダで設立されて事業を行っている企業は以下の要件に該当する場合、適格な企業とみなされます。

- (1) 各申請者は会社の発行済株式数の 10%以上の議決権を有すること。
- (2) 申請者と指定する機関は会社の発行済株式数の合計 10%以上の議決権を有すること。

IRCC は事前の通知なしに上記の申請資格要件を調整する場合があります。申請を提出する前に啓源の移民弁護士にご相談ください。

4. 必要書類

カナダの SUV を申請するために以下の書類が必要です。

PART①: フォーム

- (1) Generic Application Form to Canada (IMM 0008)
- (2) Additional Dependents/Declaration (IMM 0008DEP) (該当する場合)
- (3) 別表 A: Background/Declaration (IMM5669) (同行家族に限らない家族全員)
- (4) 追加情報: 「Your Travels」(IMM IMM562)
- (5) 別表 13: 投資移民プログラム - 新規企業 (IMM 0008 - Schedule 13)
- (6) Additional Family Information (IMM 5406) (同行家族に限らない家族全員)
- (7) Use of a Representative (IMM 5476)
- (8) 書類リスト - 永住権 - 新規企業 (IMM 5760) (申請書類一式の表紙として添付)

PART②: 証明書類

- (1) 主要申請者、その配偶者又はパートナー、同行する子女のパスポート又は渡航文書
- (2) 語学力の証明書類
- (3) 指定する機関からのサポートレター
- (4) 身分確認書類や民事書類:
 - (i) 出生証明書
 - (ii) 出生時の氏名を変更する法的書類(該当する場合)
 - (iii) 主要申請者の婚姻証明書、離婚証明書(該当する場合)
 - (iv) 元配偶者又はパートナーの死亡証明書(該当する場合)
 - (v) 国民 ID カード、戸籍簿(該当する場合)

- (vi) 内縁のパートナーがいる場合
 - ア) Statutory Declaration of Common-Law Union (フォーム IMM 5409)
 - イ) 共同銀行口座取引明細書、賃貸借契約書、公共料金請求書など、連続して 12 ヶ月間以上同居している証明書類
- (5) 同行する子女
 - (i) 子女の出生証明書
 - (ii) 国の管轄機関からの養子縁組に関する法定書類(該当する場合)
 - (iii) 18 歳未満の子供に対する監護権の証明(該当する場合)
 - (iv) 同行しない未成年移民の保護者の申告書(フォーム IMM 5604) (該当する場合、子供 1 人あたり 1 通)
 - (v) 同行しない両親又は保護者の身分証明書類写しとサイン
 - (vi) 19 歳以前から親の経済的支援に実質的に依存し、身体的又は精神的状態のため経済的自立ができない 19 歳以上の子供の証明書類
- (6) 18 歳以降に 6 ヶ月以上居住した各国・地域の無犯罪証明書及び経歴調査書(提出書類と一緒に提出するか、請求に応じて提出する)
- (7) 主要申請者及び同行家族に限らない家族全員の最近の写真 2 枚(規格を満たすもの)
- (8) オンラインで料金支払済を証明する IRCC 公式領収書
- (9) いつでも使える資金の証明書類(現在の銀行残高、普通預金残高、定期預金残高を証明する書類など)
- (10) 申請者、配偶者又はパートナーの全ての資産・負債(申請の際に提出が不要だが、後日提出が必要な場合がある)

5. 申請手続きと所要時間

カナダの SUV の申請の所要時間は約 17~28 週間です。実際の時間はインキュベーター、申請者の協力度、及び移民政策などの他の要因による変化によって異なります。

カナダ IRCC は全ての申請書類を受け取った後、移民審査官は 12~16 ヶ月以内に申請に対して最終決定をします(2021 年 3 月 24 日時点、IRCC が公表している処理期間)。従って、申請手続きの所要時間は合計 16~23 ヶ月です。

就労許可証の申請処理時間は約 10~19 週間となります。

詳細な申請の流れ及び所要時間を含む本見積書のフルバージョンについては[こちら](#)にお問い合わせください。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com